

ドバイ健康保険加入義務化の最新状況

2015年7月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援部　ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP から提供を受けた情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
Fax: +971-4-384-4004
E-mail：mero@clydeco.ae

كلود و كو
CLYDE & CO

ドバイでの制度導入の進捗状況

ドバイの健康保険義務制度の第2段階は、社員数が100～999人の雇用主を対象としますが、その導入期限が2015年7月31日に迫っています。これは、2014年2月に発布された2013年ドバイ法第11号に基づく健康保険義務制度の導入の第2段階です。第1段階は、社員数が1,000人以上の雇用主を対象とし、2014年10月に完了しています。2015年7月の期限で、導入の第2段階は完了します。2016年6月末を期限とする最終段階の対象は次のとおりです。：

- i. 社員数が100人未満の雇用主
- ii. 社員の配偶者と扶養家族
- iii. 家事使用人

ドバイ保険局（DHA）の保健基金局長 Haidar Al Yousuf 博士を取材した現地報道によると、健康保険義務制度導入の第1段階および第2段階における保険加入者数は、既に230万人に達しているとのこと。

制度の順守

雇用主あるいはスポンサーは、期日までに新制度に合致した健康保険を社員や扶養家族に確実に提供する義務を負います。

健康保険への加入を徹底するために、DHAは、居住・外国人登録総局（GDRFA）と連携し、必要な健康保険に加入していない場合、新規ビザの発給、既存ビザの更新を行わないものとしています。これは、2015年8月1日から実施され、まず第1段階と第2段階の対象となる雇用主に適用されます。第3段階の対象となる雇用主には、新制度に準拠するための調整期間として、2016年6月末までの猶予が与えられています。

Haider Al Yousuf 博士は、DHAが間もなく、新制度の順守状況の確認を開始することを明らかにし、「我々は間もなく、順守基準の見直しを図り、被雇用者の保険加入を怠る雇用主には罰金を科すこととする。」と述べています。法律違反に対しては、500～15万UAEディルハムの罰金、違反を繰り返した場合、最高50万UAEディルハムの罰金が科されます。

第1段階の対象となった雇用主は、2014年10月31日以降の初更新日までに、全社員の健康保険が新制度に準拠することを確実にしなければなりません。第2段階、第3段階の対象となる雇用主はすべて、2015年6月30日以降の初更新日までに、同法に基づく基本補償プランの条件を満たす、あるいは上回ることを確実にしなければなりません。そのため雇用主は、移行をスムーズに乗り切り、導入期限までに、全被雇用者を適切な保険に確実に加入させるため、前もって計画を立てる必要があります。

カバレッジの最低基準

ドバイの健康保険会社はすべて、基本補償プラン (EBP) に基づく補償レベルを満たす、あるいは上回る健康保険プランを提供しなければなりません。2015年1月1日以降、ドバイのすべての医療保険プランは、雇用主が対象となる導入段階の期限以前であっても、新しいスキームを設けた場合、それらは、健康保険法が定める最低補償基準を満たす、あるいは上回るものでなければなりません。

医療プランはすべて、ドバイの全住民に対し、既存の疾患・持病も補償するものでなければならず、待機期間は最長で6カ月とされています。現在は、妊娠出産補償も義務付けられており、健康保険ポリシーにより、通常の出産に対し最高7,000UAE ディルハム (医療上必要な帝王切開は最高1万UAE ディルハム) の補償と、新生児補償が提供されなければなりません。被保険者は、費用の10%を支払う必要がありますが、待機期間はありません。

DHAは、病院や医療機関のネットワークについて特に定めていません。よって、この点は、保険者の裁量に委ねられています。唯一、指針として示されている点として、医療機関のネットワークは、被保険者の住居あるいは職場の所在地から、距離的に適切な範囲にあることとしています。

毎年DHAは、参加保険会社が守るべきEBP保険料の値段設定範囲を設けています。2014年は、被保険者1人につき年間保険料の範囲は500~700UAE ディルハムでしたが、2015年の保険料範囲は、520~730UAE ディルハムとされています。

保険会社は、最低限基準を満たす補償にオプションとして強化補償を加えることのできる健康保険プランを用意しています。

プロバイダー、販売員、仲介業、保険会社の登録

地元で認可を受けた保険会社はすべて、DHA から健康保険許可 (HIP) を取得した上で、ドバイにて健康保険を販売することが可能です。非認可の保険会社は、HIP の取得申請を行えません。HIP を取得するため、保険会社は、DHA の定める必要条件を満たすことを裏付ける証拠資料とともに HIP 申請を DHA に提出する必要があります。HIP の申請は、オンラインで eClaimLink から 行うことができます。

2015 年の DHA の HIP 取得の締め切りは、2015 年 1 月 22 日でした。2014 年には、44 の保険会社に HIP が与えられました。しかし、DHA は、2015 年の HIP 申請の審査には、より簡潔な方法を採用するとしています。

HIP に加え、少数の参加保険会社 (PI) が、月収 4,000UAE ディルハム以下の低所得労働者 (LSB) への EBP パッケージの提供が認められています。PI として認められるための必要基準は、DHA の HIP を取得するために設けられた基準をはるかに上回り、費用効率良く補償を提供し、膨大な取引量に対応でき、運用有効性と高い顧客サービスのレベルを保つ保険会社でなければなりません。2014 年に DHA が PI として認めた保険会社は、わずか 7 社です。毎年 11 月、すべての保険会社に PI の認可申請を行う機会が与えられ、既存の PI も再申請が必要とされます。PI ステータスの認可申請も、オンラインで eClaimLink から行うことができます。

また DHA は、登録義務の範囲を仲介業にも広げました。保険会社以外にドバイで健康保険商品を販売、販売促進、宣伝する会社は、健康保険仲介業 (HII) と分類され、2014 年 12 月 13 日までに健康保険仲介業許可 (HIIP) に申請する必要があります。HII の社員または代理店契約を結ぶ個人、保険会社の被雇用者、またはスポンサーシップを受ける個人、健康保険商品を販売、販売促進する個人は、健康保険販売員 (HIR) と分類され、販売活動を続けるためには、認可健康保険販売員のステータスを取得しなければなりません。被保険者に直接、保険商品を販売する HII 業者および保険会社は、社員の詳細を登録しなければなりません。DHA は、健康保険の適切な販売、公正な商慣行の保持を徹底するために、仲介業を監督することを意図しています。

最近の動き

2014年6月、DHAのHaidar Saeed Al Yousuf博士は、今後間もなく、すべての保険会社は、保険証書の文言を統一し、文字の大きさまで揃えることを明らかにしました。2015年2月、DHAは、保険証書の統一文言の原案を作成し、さまざまな保険会社に最終確認を求め、2015年6月21日までにフィードバックを返すよう求めました。DHAによる統一ポリシーの発表は、ドバイの健康保険市場に多大な影響を与えることとなるでしょう。それ以降、すべての参加保険会社は、標準文言を採用せねばなりません。

Key contacts

Wayne Jones, Partner

wayne.jones@clydeco.com

Takamasa Makita, Legal Director

takamasa.makita@clydeco.com

Clyde & Co* accepts no liability for loss occasioned to any person acting or refraining from acting as a result of material contained in this document. The content of this document does not constitute legal advice and should not be relied upon as such. Advice should be taken about your specific circumstances. No part of this summary may be used, reproduced, stored in a retrieval system or transmitted in any form or by any means, electronic, mechanical, photocopying, reading or otherwise without the prior permission of Clyde & Co.

*Clyde & Co LLP, Clyde & Co Technical Services JSC and Clyde & Co LLP Lawyers & Legal Consultants
Clyde & Co LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales. Authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority.

© Clyde & Co LLP 2015